

第2回 小学校統合検討審議会

日時：令和2年6月26日（金）

午後2時

会場：役場第1会議室

次 第

1. 開会のことば

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 近年の教育環境の諸変化について

・自然災害* ・防犯 ・教育ニーズ ・教育制度

*特別講義「富士山噴火における山中湖村への影響について」

講師 県富士山科学研究所

富士山火山防災研究センター長 吉本充宏 先生

(2) 統合の方針確認について

(3) その他

① 保護者等へのアンケートの実施について

4. その他

近年の教育環境の諸変化 について

第2回小学校統合検討審議会
令和2年6月26日

○ 自然災害への危惧

- ・大地震、豪雨、猛暑、火山噴火 など

* 特別講義

「富士山噴火における山中湖村への影響について」

講師 山梨県富士山科学研究所

富士山火山防災研究センター長 吉本充宏 先生

○交通事故や犯罪等による児童の被害

1 登下校時の安全対策

- ・通学路上の危険箇所
- ・不審者の出没
- ・野生動物(イノシシ、鹿、熊)の出没
- ・外国人旅行者の増加

- ・合同点検
- ・通学ボランティア
- ・青パトによる巡回

2 学校施設内の安全対策

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・不審者の出没

- ・衛生管理
- ・空間確保
- ・ICT整備
- ・防犯カメラ

○ 教育ニーズの変化

→ 2020年度より『小学校 新学習指導要領』開始

特徴

- 1 アクティブ・ラーニング
- 2 外国語(英語)教科化
- 3 プログラミング学習
- 4 ICT化

授業形態の変化

施設設備の更新

学んだことを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、人間性など

実際の社会や生活で生きて働く
知識及び技能

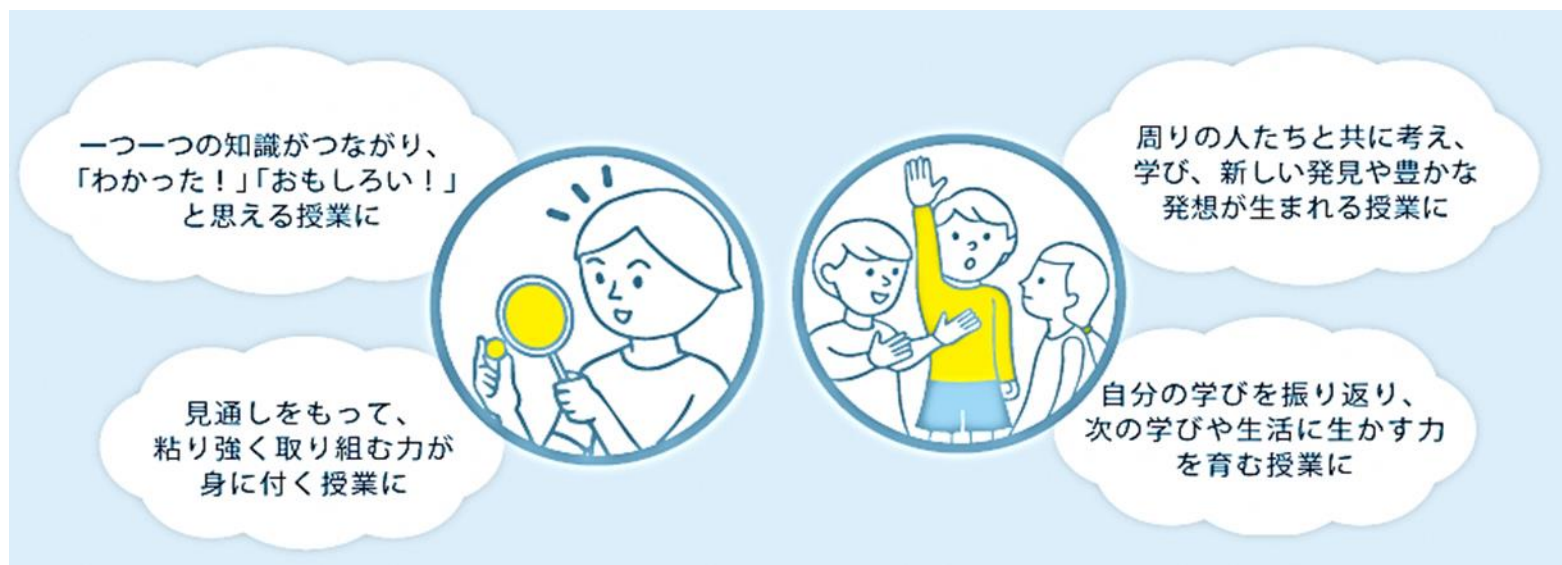
未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力など

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、
三つの力をバランスよく育みます。

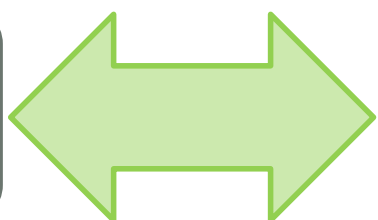
○ 教育ニーズの変化 1

『アクティブ・ラーニング』とは

＝「**主体的・対話的で深い学び**」の視点から
 「何を学ぶか」だけでなく「**どのように学ぶか**」も重視して
 授業を改善します。



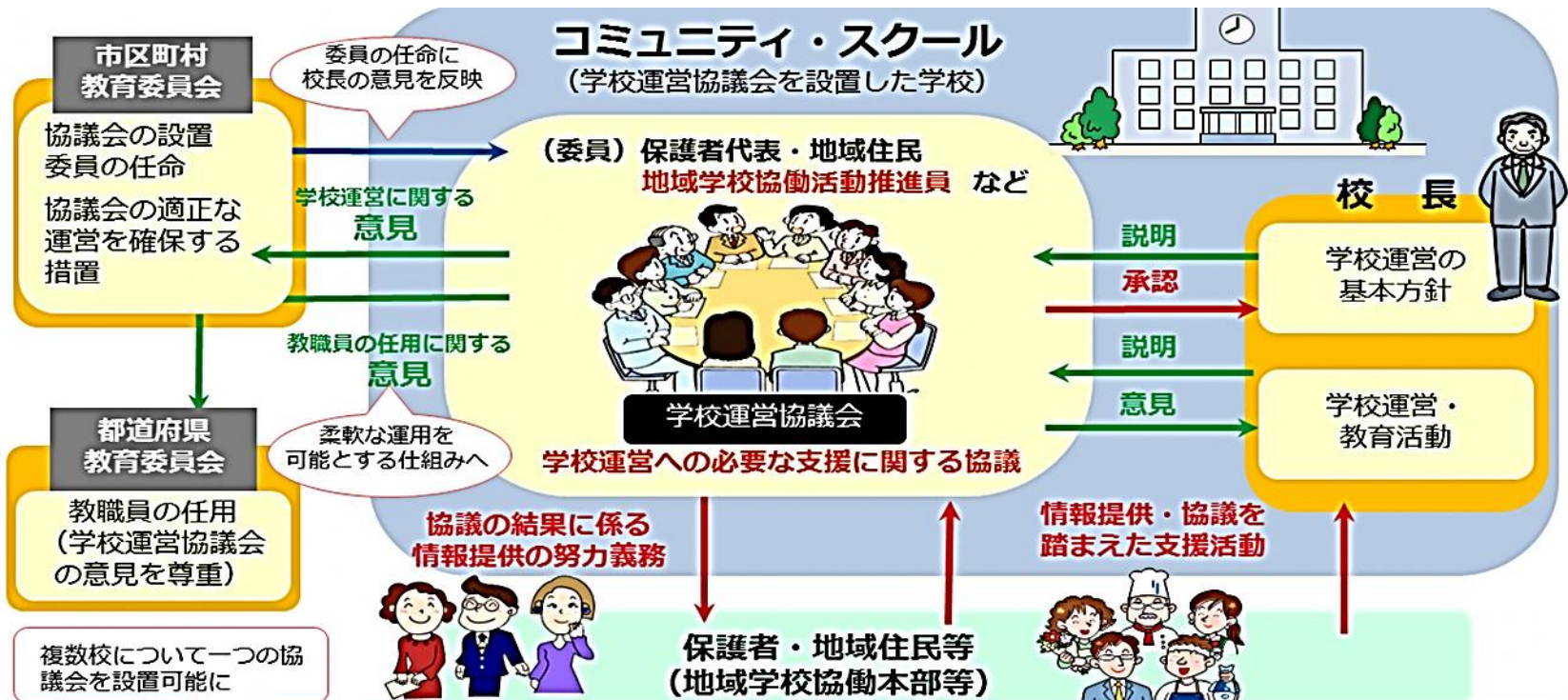
ACTIVE (能動的):
 ・児童(思考)中心
 ・課題解決 型



PASSIVE (受動的):
 ・教師(教授)中心
 ・知識習得 中心

○ 新たな教育制度 1 ・コミュニティ・スクール

＝学校運営協議会
を設置した学校



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

～役割～

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



○ 新たな教育制度 2

・ 25人学級 (山梨県の施策)

知事公約→少人数教育推進検討委員会→報告書(令和2年2月)
→「**小1を対象に令和3年度から25人学級を導入**」
を決定 * 段階的・計画的な導入の方向性

・ 小中一貫型小・中学校

学校教育法の一部を改正する法律 (H28)

→小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化
・義務教育学校 ・小中一貫型小・中学校

* 内容は「統合の基本理念」で説明します

小学校統合の基本理念

第2回小学校統合検討審議会
令和2年6月26日

統合の基本理念(なぜ統合するか)

理念1

- **学校施設の老朽化への対応**
- (山中小 築50年 東小 築47年)

理念2

- **学校適正規模の確保**
- (児童数減少→12学級 1クラス20名以上)

理念3

- **小中一貫型教育の推進**
- (中1ギャップ解消、学校生活安定、学力向上)

校舎の老朽化の状況

10,000満点中
4,500点以下
「構造上危険な状態にある建物」

↓
建替えの補助対象

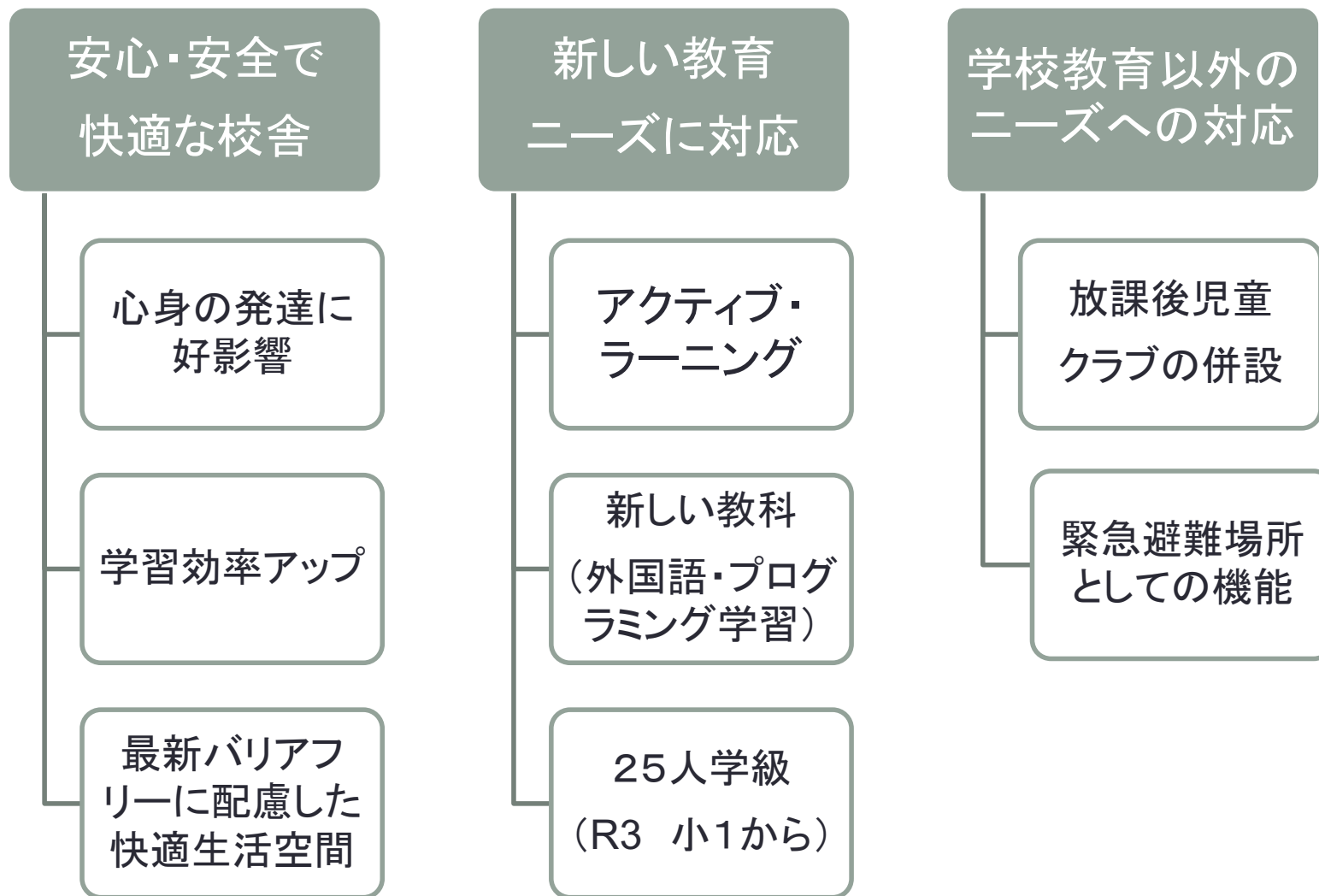
中学校の半分以下

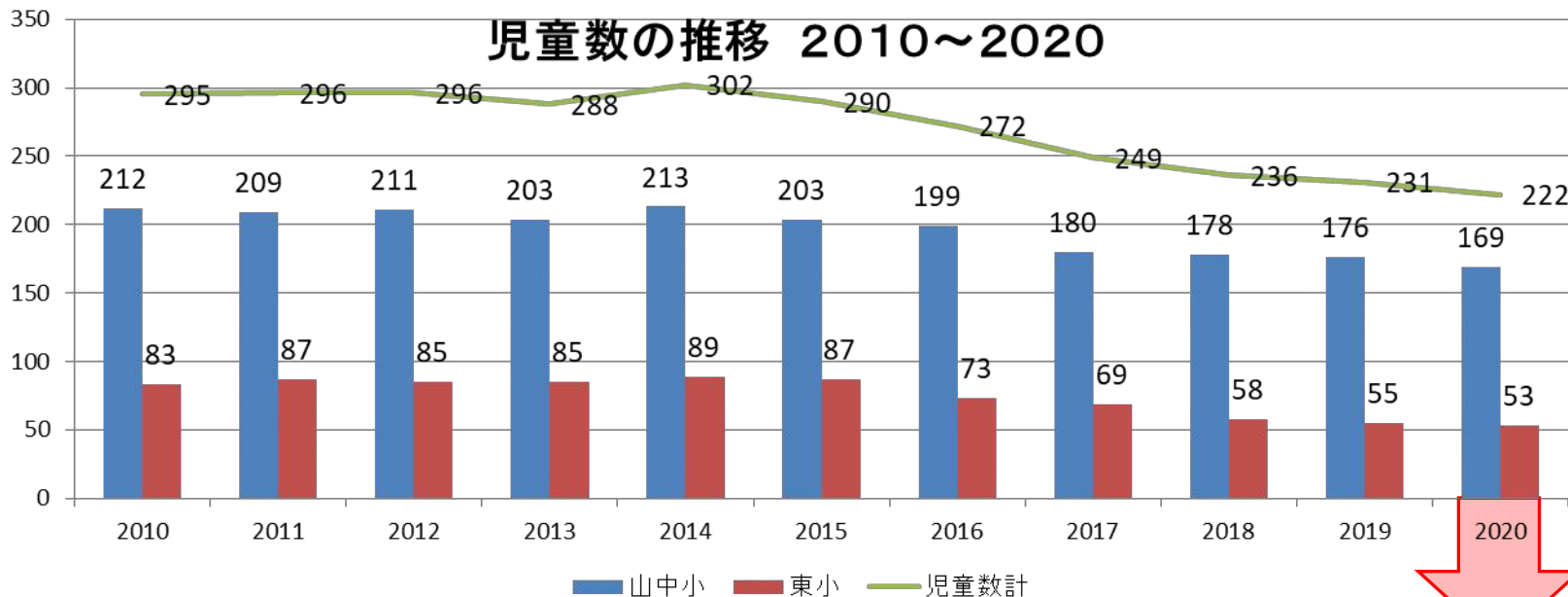
施設名	建物名	築年数	耐震安全性	耐力度	劣化状況評価						備考
					屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気施設	機械設備	健全度	
山中小	校舎棟	50	旧○	4151	B	D	D	C	C	23/100	要改築(建替え)
東小	校舎棟	47	旧○	-	B	D	D	C	C	23/100	要改築(建替え)
山中湖中	校舎棟	34	新○	-	C	C	C	B	B	49/100	

山中小 築50年
東小 築47年
耐震基準は満たしているが
・屋上、外壁からの雨漏り
・外壁のひび割れが著しい

劣化状況 A: 概ね良好
B: 部分的に劣化
C: 広範囲に劣化
D: 早急に対応する必要あり

校舎建替えの効果





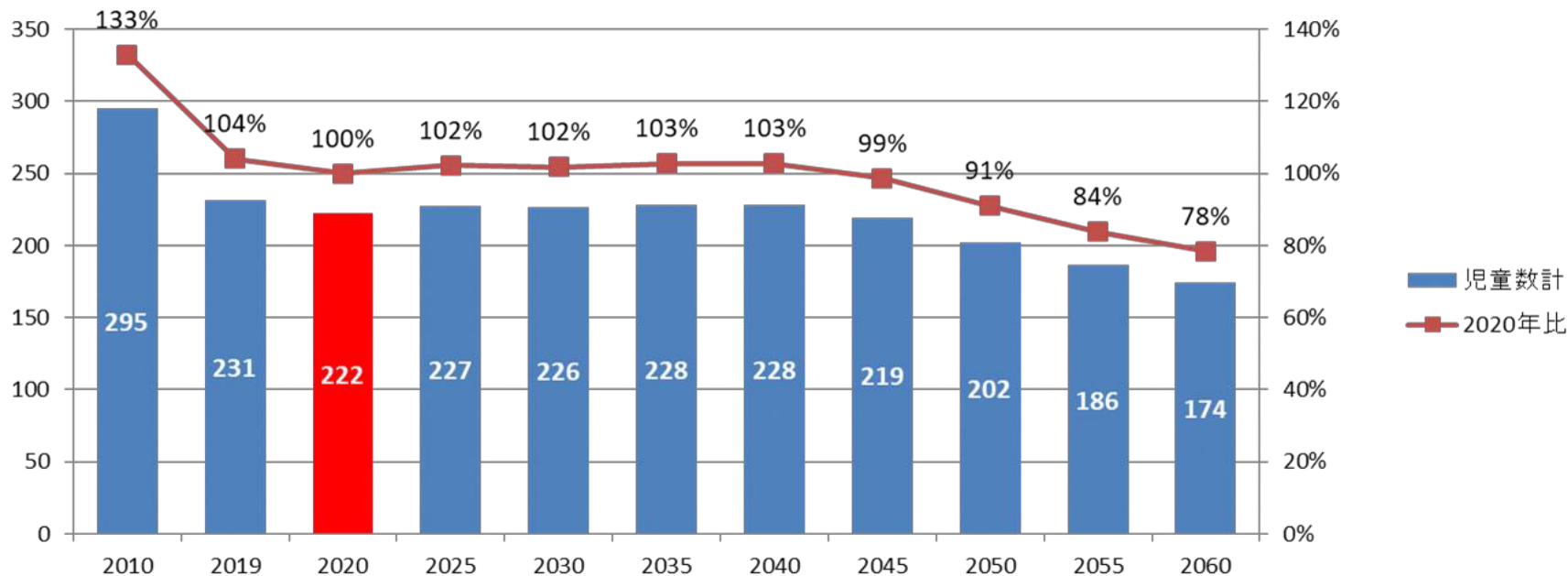
2020年度 クラス・児童数

- ・2010から2015は概ね横ばい
- ・2016より徐々に減少
- ・2020は2010比で78%
(山中小83% 東小66%)

- ・2020は両校とも1学年1クラス
- ・東小では4クラスが1桁の児童数

学校名	学年	児童生徒数	学級数	支援学級	国基準	県基準
山中小	1	30	1		35	30
	2	23	1		35	30
	3	37	1	2	40	35
	4	15	1		40	35
	5	33	1	1	40	35
	6	31	1		40	35
	小計	169	9			
東小	1	13	1		35	30
	2	7	1		35	30
	3	6	1		40	35
	4	11	1	1	40	35
	5	7	1		40	35
	6	9	1		40	35
	小計	53	7			
小学校計		222				

児童数の将来推計



* 村の人口推計から児童数も同様に減少すると仮定し、児童数を推計

- ・2020から2040までは概ね横ばい その後は減少に転ずる見込み
- ・2060には2020比で78% (約3割減) となる見込み

→ **学校小規模化の傾向**

学校小規模化の影響について

(学校運営上の課題)

- クラス替えが出来ず 人間関係が固定化
- 学校行事や集団学習の実施に制約
- 授業で 多様な考えを引き出しにくい
- 教職員の人数が少なくなる 等

(児童への影響)

- 社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- 切磋琢磨する環境の中で 意欲や成長が引き出されにくい
- 多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

学校の適正規模とは

法的規定は

○小学校の学級数は、**十二学級以上十八学級以下を標準**とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
(学校教育法施行規則 第41条)

○法第三条第一項第四号の**適正な規模**の条件は、次の各号に掲げるものとする。
一 学級数がおおむね**十二学級から十八学級**までであること。
二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条)

山梨県小中学校適正規模検討委員会報告書(H19)では

小学校における

○望ましい学校規模については、クラス替えが可能な**12学級編成以上**

○学級規模については、集団で諸活動を効果的に行う観点から**1学級の児童数は、20人程度以上**の規模が望ましい

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

現在 山中湖村で実施

今後 山中湖村で導入を検討

小中一貫教育

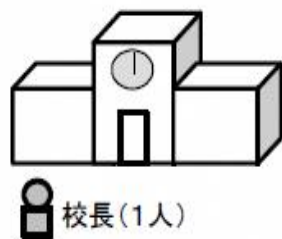
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

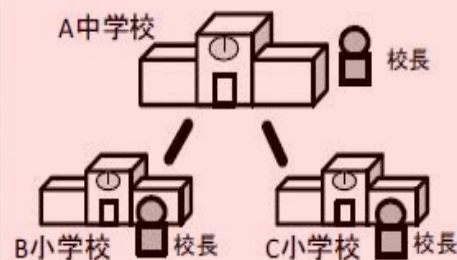
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

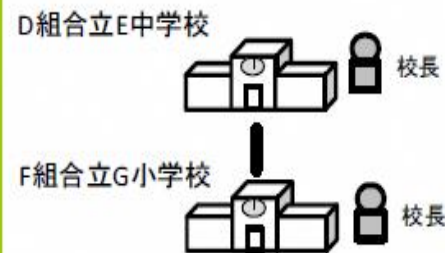
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
校長室を併設

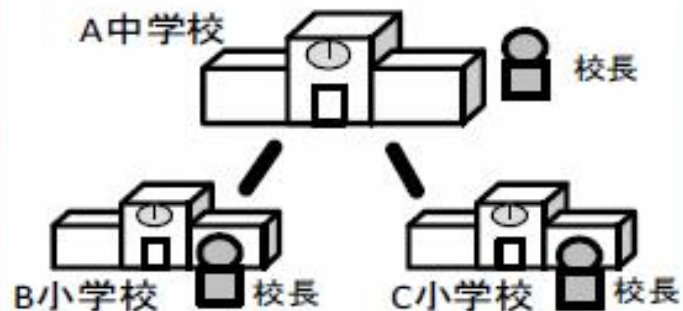
③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

- 例・総合調整を担う校長を定める
- ・学校運営協議会の合同設置
- ・校長等を併任



施設 一体型



施設 隣接型



施設 分離型

どの型でも可

小中一貫型教育の目的

- ・中1ギャップの解消 ←(小学校から中学校への円滑な接続)
- ・学校生活の安定 ←(きめ細かな生徒指導)
- ・学力向上 ←(9年間を見通した系統的・体系的教育課程)
- ・小・中の教職員の一層の連携 ←(義務教育段階の教職員としての意識改革)